

第 1 章

津山市の教育の姿 ～現状と課題～

第1章では、計画の策定にあたり、背景となる社会状況の変化を概観するとともに、教育をめぐる現状と課題を示します。

I 津山市を取り巻く状況

1 津山市の概要

(1) 地勢

津山市は、岡山県の北東部に位置し、北部は中国山地の一角を形成し、南部は「津山盆地」と呼ばれ、標高 100m～200m の平坦地が広がっています。

盆地の中央部を貫流する吉井川には、北部の山々を水源とする支流が流れ込み、豊かな自然に恵まれた地です。面積は 506.36 km² で、県土面積の約 7% を占めており、中央市街地から中国山地まで約 1,000m の標高差を有しています。

(2) 沿革

和銅 6 年(713 年)に美作国が設けられ、国府は現在の津山市総社地内に置かれました。以来、近世に至るまで、美作国の政治・経済・文化の中心地として栄えてきました。慶長 8 年(1603 年)森忠政が美作国の領主となり、津山城と城下町の形成に着手しました。以後、森氏 4 代 95 年、松平氏 9 代 172 年の藩政が続きました。

明治時代に入り、岡山～津山口間の鉄道開通を手始めに社会基盤が整備され、昭和 4 年(1929 年)の市制施行後も市域を拡大しつつ着実に発展してきました。昭和 30 年代の高度成長期には人口流出が続き過疎化が進みましたが、昭和 50 年(1975 年)に開通した中国縦貫自動車道の開通により企業立地が進み、商業も活性化し、人口も増加を続けてきました。平成 17 年(2005 年)には、津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町が合併し、新津山市が発足しました。

教育面では、幕末から学問の奨励が行われたことにより、我が国の近代化に貢献した箕作阮甫をはじめとした、多くの人材を輩出しました。現在、大学・短期大学・高等専門学校が各 1 校、高等学校は 6 校等、中・高等教育を担う学校も多く、教育文化都市としての歩みを進めています。



【津山市位置図】

2 人口

(1) 人口推移

津山市の総人口は、平成7年までは増加傾向にありましたが、作陽音楽大学・同短期大学の倉敷市移転等の影響もあり、平成12年以降はやや減少しています。

年少人口(0～14歳)については、昭和60年には津山市の総人口の21.2%を占めていましたが、平成7年には65歳以上人口の割合(18.6%)を下回って17.3%、平成23年は14.3%で過去最低となりました。それに反比例するように老年人口(65歳以上)は年々増加し、平成23年は25.0%と過去最高となり、4人に1人が65歳以上となっています。

(2) 人口推計

津山市の合計特殊出生率(女性1人が生涯に生む子どもの平均数)は、平成20年は1.61で、人口を維持する2.07程度を下回っており、人口の自然減少が一層進むことが予測されます。

特に、年少人口(0～14歳)は、年々減少することが推計されており、年少人口割合(総人口に占める割合)が、平成17年の15.0%から平成27年には13.7%、平成37年には12.3%と、少子化に歯止めがかからない状況が続くものと推測されています。一方、老年人口(65歳以上)は、平成32年まで増加し、その後減少に転ずるものと推計されています。老年人口割合は平成37年に30%を超え超高齢社会を迎えるものの、その後は全体の人口が減少する予測から、同様の状況が横ばいで続くことが予測されます。

今後は、生産年齢人口の減少により、生産年齢者層(15～64歳)が現在より多くの年少・老年人口を支えることとなります。

3 少子・高齢化、核家族化の進行

人口推計を見ると、津山市も全国の流れと同様に少子化と高齢化が、同時にかつ急速に進行しつつあります。「出生率の低下」等が原因となり、「人口の減少」という事態に直面しています。

また、津山市における世帯数は、昭和55年に32,063世帯だったものが、平成17年には40,171世帯と大幅に増加しており、ひとり世帯、核家族、父子・母子家庭の世帯の増加を表しています。

少子・高齢化は、社会全体に大きな影響を与えることから、極端な出生率の低下に歯止めをかけ、将来予想される急激な変化をやわらげるための方策が必要となります。

高齢者だけの世帯と親子だけの世帯の増加は、多世代世帯の著しい減少につながり、子どもたちの生活体験や自然体験等の機会が減少しています。また、人と人とのつながりが弱まり、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や、家庭の教育力の低下を招いています。

今後は、学校・家庭・地域がさらにつながりを強め、社会全体の教育力を向上させることが求められています。また、大人の学習意欲が満たされる社会的な基盤整備も必要になっています。

4 産業構造・雇用形態の変化

津山市の産業別就業者数は、平成7年の56,613人をピークに減少傾向に転じています。平成7年から平成17年の10年間で比較すると、総数は3,771人減少しています。特に、第1次産業人口は減少に歯止めがかからず、昭和55年と比較すると約半数となっています。第2次産業人口についても、平成2年をピークに減少傾向となっています。一方、第3次産業人口は年々ゆるやかに増加し、平成17年では全体の約6割を占めています。第1・2次産業から第3次産業へ産業構造が変化していることがわかります。

今後も、少子・高齢化の進行、若者の都市部への流出等により、労働環境が大きく変化していくことが予想されます。特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に對し不安を抱く大きな原因となっています。若者が、パートやフリーター等の不安定就業者や無業者(ニート)として増加することは、経済格差を生みだします。また、家庭の経済状況の差が進学機会や学力の差につながるのではないかとということが、今までにも増して危惧されるようになっていきます。

家庭の経済状況にかかわらず、だれもが安心して教育を受けることができる環境が求められています。

5 情報化への対応

現代は、情報通信ネットワーク等の進展により、距離と時間の制約を超えて、情報のやり取りができる社会となってきています。簡単にICT※1を活用できるようになり、ビジネスや教育現場等へのICT機器の導入や、世代や地域を越えてのコミュニケーションがより活発になることが予想されます。



しかし、それらの普及拡大に伴い、個人情報の流出や有害情報の氾濫、違法な音楽コピー等による著作権の侵害、インターネット依存症、電子掲示板等を使用してのいじめや犯罪トラブル等、影の部分への対応が大きな課題となっています。

今後は、情報だけでなく情報倫理教育が求められており、社会全体がインターネットや携帯電話等に関する正しい認識をもつとともに、情報活用能力の向上や情報モラルを身につけることが不可欠です。

※1 ICT・・・情報(information)や通信(communication)に関する技術(Technology)の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更する等、日本でも定着しつつある。

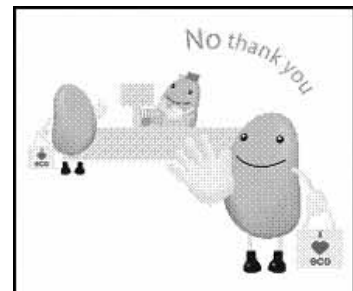
6 環境問題・資源エネルギー問題

日本では明治初期に、主に産業活動に起因し環境が破壊されることにより生じる社会的災害に対して「公害」という概念が生まれました。「公害」の概念に植物や動物等の自然環境の汚染が加わって「環境汚染」となり、次に、自然の許容限界を超えた負荷によって起こる諸問題へと対象が拡大し、オゾン層破壊や地球温暖化等の地球環境問題が加わって「環境問題」へと、次第に展開してきました。

現在、環境問題、特に地球環境問題は、貧困や紛争等と並んで主要な国際政治問題、社会問題のひとつと位置づけられています。特に、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、環境に大きな爪あとを残し、国民の生活に甚大な影響を及ぼしています。この事故を機に「脱原発」や「自然エネルギーへの転換」が叫ばれ、地球規模での環境問題、資源エネルギー問題の大きな政策転換点になることが考えられます。

環境問題が人類全体の問題として深刻化する中、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、持続可能な循環型社会※2を形成することが求められています。

今後は、学校・家庭・地域と連携し、子どもたちに対して発達段階に応じた指導や、自然や環境を尊重する態度、主体的な行動に向けた実践的な資質能力を育成することが課題となっています。



※2 持続可能な循環型社会・・・天然資源の消費と廃棄物の発生を抑制し、再利用する物資の流れを作り、廃棄物の処分や資源の循環的利用が適切な管理手法の基で行われ、環境負荷を出来る限り低減させながら、持続可能な形で循環利用していく社会のこと。

7 グローバル化の進展

冷戦の終焉とともに国際化が進展し、相互依存関係が深まっていく国際社会の中で、もはや日本や日本人だけが自己中心的な行動をとったり、自国優先の考えをすることは許されません。

現在、経済競争の激化、環境問題、エネルギー問題、人口問題、食料問題、宗教問題、難民問題等が地球規模で深刻化しており、世界的な構造の変化が起こっています。このような刻々と変化する世界に対応するため、国際競争力があり、かつ他国と協調し、世界人類全体の幸福に貢献することのできる広い視野と豊かな心を持った日本人の育成が喫緊の課題となっています。

津山市では、平成11年にサンタフェ市(アメリカ)と友好交流都市の提携を行い、行政交流をはじめ、青少年、教育、文化、経済等幅広い市民交流を進めてきました。特に、中高生を中心に互いに町を訪問し、貴重な体験と学習を深めてきています。

今後、子どもたちが生まれ育ったまちを正しく理解したうえで、世界的な視野に立ち、他国の文化や習慣を理解・尊重する態度や、外国語の習得等、幅広いコミュニケーション能力を身につけることが重要となっています。また、国際標準の教育施設の整備等、他国からの児童生徒の受入れ体制を整備することも課題となっています。

なお、津山市の外国人登録人口は、平成18年をピークに平成20年9月のリーマンショック、平成23年3月の東日本大震災の影響や、ブラジル等の新興国の経済的發展により、平成23年4月では853人(H18対比79.5%)と減少傾向となっています。

8 価値観や生活様式の多様化

現在、日本は、経済的に見れば不況下にあるとはいえ、生活レベルは世界的に依然として高い位置にあり、成熟した社会を迎えていると言えます。しかし、その一方では、日本社会の特徴であった終身雇用・年功序列制が崩壊する傾向にあり、非正規雇用者の割合の増加に伴う格差社会が生まれつつあります。「失われた20年」と言われる経済の長引く低迷により、人々の心の荒廃が成人から青少年や子ども若年層へと深刻に広がりつつある現実を受けとめられなければなりません。

このような状況の中で、近年、国民生活を営む上で、一人ひとりの価値観を重視する傾向が強まり、子どもの教育に対する親の価値観も多様化してきています。

また、生活様式についても、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図って生活の質を大切にしたり、スローライフ(自然と調和してのゆったり生きる生活様式)やロハス(健康と持続可能な社会を志向する生き方)への意識が高まるなど、「生活の質」や「心の豊かさ」を求める時代となっています。

今後、一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す必要があります。

また、「子どもは次代の親となるもの」との認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野にたった子どもの健全育成のための取組を進めることが必要となっています。その中では、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が尊重されるよう配慮することが必要です。

II 津山市の教育の現状と課題

1 就学前教育

(1) 幼児教育を取り巻く情勢

津山市には公立幼稚園 14 園、私立幼稚園 3 園、公立保育所 5 園（うち 2 園民間委託）、私立保育園 23 園があります。保育所や幼稚園は、ともに並存する幼児教育・保育機関として、それぞれが重ねてきた経験や実績を活かし、お互いの役割と特色を発揮して連携しながら機能しています。共働き家庭の増加や地域における子育て機能の低下等により子育てに関する市民ニーズが多様化する現状の中で、幼稚園においては園児数が減少し、保育所においては入所希望者が増加しています。今後においては幼保一体化など国の動向に注視しながら、幼児教育と保育をともに提供する津山市の就学前機関のあり方を検討することが課題となっています。

また、問題を抱えている子どもや特別な支援を必要とする幼児が増加する中、一人ひとりの特性に応じた指導の充実が求められています。

「津山市における幼児教育の理念と展望※3」に沿って、すべての子どもが健康な心と身体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼関係のなかに生きることを目指して、幼児教育の充実を図る必要があります。



※3 津山市における幼児教育の理念と展望・・・平成 21 年 3 月に津山市幼児教育検討委員会から答申された「これからの幼児教育のあり方について」の中で示されたもの。その後、平成 22 年 3 月に策定した「津山市公立幼稚園将来計画」において、津山市における幼児教育の基本理念として定めている。

(2) 安全・安心の環境づくり

現在、施設については多くの保育所、幼稚園で老朽化が進み、補修や修繕等により対応している状況です。公立保育所については昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された施設が 2 棟あります。公立幼稚園については、14 園のうち文部科学省が定める耐震診断を行う必要がある園舎は、非木造が 7 棟、木造が 1 棟あり、非木造の施設については優先度調査を実施しています。今後は、耐震診断の実施により、耐震化工事が必要になる園が生じる可能性があります。総合計画等に盛り込みながら、施設整備についての方向付けを行う必要があります。

また、幼児の多様な自然体験や生活体験が可能となるような環境や、未就園児交流や子育て相談、出前保育等の子育て支援体制の充実、特別な支援を必要とする幼児が就園しやすい体制の充実も求められています。

様々な条件の中で、生活しているすべての子どもを健やかに育てるために、保育環境の整備は、保育者や子どもの人数、保育施設の数と配置、地域の状況等、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえていく必要があります。また保護者、地域の大人、幼児教育に携わる人々が連携して、幼児教育にふさわしい環境づくりに努めることも大切です。

2 学校

(1) 学校数・児童生徒数の状況

津山市には小学校28校と中学校8校があります。

児童生徒数は平成23年度に小学校で6,293人、中学校で3,134人となっています。平成28年度までの推計では、小学校の児童数については平成23年度から微減の約6,092人に、中学校の生徒については平成23年度とほぼ同じ約3,158人になると予想されます。

学級数については、平成28年度までの推計では、小学校が若干の減少、中学校では若干の増加が予想されていますが、全体数では平成23年度から横ばい状態となります。

1学級当たりの児童生徒数（平成23年度）は、小学校では8.0人～33.3人、中学校では25.9人～35.4人ですが、1学級当たりの児童生徒数が36人以上の学級は小学校では19学級、中学校では15学級あります。

また、津山市内の住宅事情や地域別人口の変動等により、児童生徒数が減少している地域と増加している地域がみられ、適正な規模での教育条件や教育環境の均衡を保つ対応が必要となっています。

(2) 確かな学力の向上

① 学力の状況

現在、私たちを取り巻く社会経済のあらゆる面が大きく変化しており、知識が社会・経済の発展の源泉となる「知識基盤社会」が本格的に到来しようとしています。これまでは、与えられた情報を、できるだけ多く短期間に理解し、習得することが期待されていましたが、これからは、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めた、いわゆる「確かな学力」の向上が必要です。

平成23年度の岡山県学力・学習状況調査（学年：中学校1年生 教科：国語・数学・社会・理科）の教科別の平均正答率は、数学・理科で県平均を下回ったものの、社会は同率、国語は上回りました。

A問題（知識に関する問題）とB問題（活用に関する問題）で比較すると、国語、社会のA問題では県平均を上回っていますが、全ての教科のB問題で0.9ポイントから2.2ポイント下回っており、応用力、活用力に課題があります。

しかしながら、経年比較（平成19年から平成23年）すると、国語・算数（数学）とも、岡山県の平均正答率との差は徐々に縮まっています。



② 学習習慣の状況

平成19から22年度の「全国学力・学習状況調査」の結果からは、津山市の子どもは全国に比べ、家庭学習の時間は短く、テレビ等娯楽を楽しむ時間が長い

傾向があります。また、宿題をする割合は全国より高いが、「テストで間違えた問題の勉強」、「予習復習、計画を立てて勉強する」の割合は全国に比べて低くなっています。

このようなことから、津山市の児童生徒は、与えられた課題には取り組む一方、家庭での学習習慣の定着や主体的な学習態度・意欲について課題が見受けられます。

現在は、平成 21 年度に「津山市学力向上構想懇談会※4」から今後の学力向上の方針を示す最終報告を受け、「げんぼプロジェクト※5」と名づけた学力向上施策を示し、関係部署が連携して取り組んでいます。また、平成 22 年度には「全国学力・学習状況調査・津山市検証委員会※6」を設置し、学校現場の意見も反映させながら、学力向上のための具体的方法について調査結果を基に細かく分析・検討し、「つやまっ子の学びを高めるための 3 つの提案 6 つの取組」としてまとめ、この提案に基づいて、全小中学校で学力向上に取り組んでいます。

■学力向上構想懇談会の提案

- 1 学校の教育力の向上
 - ①授業改善・研修の充実と資質向上
 - ②目標となる大人・先輩をイメージし、ふるさと津山に誇りをもてるつやまっ子の育成
- 2 家庭の教育力の向上
 - ①よりよい生活リズムの定着
 - ②学校と家庭が連携した家庭学習の充実
- 3 地域の教育力の向上
 - ①地域人材の活用
 - ②地域での体験活動の充実

■つやまっ子の学びを高める 3 つの提案 6 つの取組

- 3 つの提案
- 1 学習環境を整える
 - 2 活力ある学びをつくる
 - 3 家庭地域と共に育てる
- 6 つの取組
- ①学習や生活のルールを全教職員で共有し、児童生徒や保護者へ提示しましょう。
 - ②授業の中で学習の目あてを持たせ、目あてについて振り返る場を設定しましょう。
 - ③言語活動を充実するために、子どもの意見を引き出し、意見の根拠や違いについて話し合う活動を大切にしましょう。
 - ④学習のねらいに応じて、ペアやグループ、集団討議、I C T 活用等による多様な学習を工夫して取り入れましょう。
 - ⑤授業で学んだことを振り返ることができるような家庭学習の仕方を具体的に提示しましょう。
 - ⑥家庭地域と共に育てるために、H P や通信等で子どもの姿が見えるようにしましょう。

- ※4 津山市学力向上構想懇談会・・・子どもの健やかな成長のための教育の在り方を検討するための懇談会。
平成 21 年 2 月 26 日に最終報告を提出。
- ※5 げんぼプロジェクト・・・「津山市学力向上構想懇談会」からの提言を受け、津山市が連携して展開する
様々な施策の総称。
- ※6 全国学力・学習状況調査・津山市検証委員会・・・津山市学力向上構想懇談会で示された方針に沿って学
力・学習状況調査の分析結果を基に具体的な学力向上施策を検討する委員会。平成 22 年度に「つやまっ
子の学びを高める 3 つの提案 6 つの取組」を作成。

(3) 豊かな心の育成をめぐる状況

平成 22 年度の全国学力・学習状況調査によると、津山市の小中学校では、「人の気持ちが分かる人間になりたい」「人の役に立つ人間になりたい」という気持ちや「近所の人に会った時、あいさつをする」等の習慣が身についている児童生徒の割合が全国平均と比較して高くなっています。一方、「学校のきまり・規則を守っている」等の規範意識が身についている児童生徒の割合は、全国平均を下回っています。このようなことから、規範意識は社会において必要不可欠であることを教える道徳教育や心の教育の充実が課題となっています。



また、平成 22 年度問題行動調査によると、長期欠席者数は全体としては減少傾向にあります。不登校の出現率は小中学校とも依然として全国平均を上回っています。長期欠席者減少に向けた取組の充実が課題となっています。小学校の暴力行為が増加したことが懸念されますが、いじめの認知件数は減少しています。このほか、いわゆる学級崩壊が起きている学校があります。これは、家庭のしつけや学校の対応の問題、日本社会の構造変化等、様々な要因が考えられます。

こうしたことから、学校・家庭・地域が力を合わせ、児童生徒にとって学校が楽しく遊び、学習できる場所になるよう、落ち着いた学習環境づくりを進めることが重要です。そのためには、子どもたちの道徳性や規範意識、人権意識を高めるとともに、基本的生活習慣や学習習慣を確立する取組が求められています。

(4) 健やかな体の育成と食育の推進

① 体格や体力の状況

津山市の小中学生の体格を全国平均と比較すると、ほとんどの学年において男女とも、身長は少し低く、体重は少し重いという傾向が見られます。小学 5・6 年生の体格では、女子の平均が男子の平均を上回っていることがわかります。また、体力テストの結果（平成 22 年度）は、小中学校の男子と中学校の女子は全国、県平均と比較してほとんどの種目で上回っていますが、



小学校の女子については、全国、県と同等の結果です。

児童生徒の体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基盤となるものであり、さらなる健康・体力づくりの推進が必要となります。

② 学校給食

津山市の学校給食は、戸島・加茂・勝北・久米の4ヶ所の共同調理場と12小学校の単独調理場で調理し、一部の幼稚園を合わせて9,401人（平成23年5月現在）に完全給食※7を提供しています。

主食は週に、米飯が3回、パンとめんが各1回となっています。食材のうち、米はすべて津山産、牛乳は岡山県産であり、野菜は津山産を中心に地場産食材の活用に努めています。

また、近年は食物アレルギーを持つ児童生徒が増え、学校給食を実施する上で家庭や学校の理解と協力が必要になっています。特別の対応が必要な子どもについては、保護者と連絡を取りながら、医師の意見書（診断書）に基づいて6品目の除去食を実施していますが、できる限り同じ献立の給食を提供することによって楽しい給食の時間が過ごせるように配慮しています。

学校給食は、子どもたちに望ましい食習慣を身につけさせることが可能であるとともに、食に対する感謝の念を育むことができる等、「豊かな心と健やかな体をつくる教育」を含め、大きな教育的意義を持っています。

学校給食を食育の生きた教材として活用するためには、行事食や郷土料理等、バラエティに富んだ献立を取り入れ、子どもたちが興味を持ち積極的に食について学ぶ機会を提供していくことが求められています。そして、安全・安心な学校給食を作り続けるため、使用する食材の安全性確保や調理場の衛生管理をさらに徹底するとともに、食育の視点から地場産食材の使用拡大を図っていく必要があります。



③ 食育の推進

子どもたちの食を取り巻く状況の変化は、偏った栄養摂取、朝食の欠食等、食生活の乱れや、肥満、過度の痩身志向等による体力の低下、生活習慣病の低年齢化、食物アレルギーの増加等の様々な問題を生じさせています。

こうした状況の中で、食について正しい知識を身につけ、食と健康に関心を持たせるための指導は、子どもたちの健康の保持増進に重要な役割を持つと考えられます。そのため津山市では、学校における計画的な食育指導を進める目的で、学校ごとに「食に関する指導の全体計画」を作成し、平成21年度から栄養教諭・学校栄養職員による計画的な食育指導を行っています。

学校において食に関する指導を企画・実践していくためには、栄養教諭・学校栄養職員を中心に教職員、家庭、地域が連携し、一体となった食育を進める

体制整備が必要とされています。しかしながら、栄養教諭・学校栄養職員の配置は限られており、よりきめ細かな食育を推進するには専門知識を持つ人材の配置体制の充実が求められています。

※7 完全給食・・・学校給食法により、主食、副食、牛乳のすべてを提供できる給食。

(5) 特別な支援を要する教育

① 特別支援教育

津山市においては、難聴、肢体不自由、病弱、弱視の児童生徒数は、横ばい又は減少傾向にありますが、知的障害及び自閉・情緒障害の児童生徒数は、増加傾向にあります。特に小学校の自閉・情緒障害児数は増加傾向が顕著です。

また、通級指導教室に通う児童数の増加や、通常の学級における特別支援教育の対象と認められる児童生徒数の増加に比例して、学級数も増加しています。

今後は、特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒も含め教育上特別の支援を必要とする児童生徒のための適切な支援体制作りや、情報提供、教職員支援等を総合的に行うセンター機能をもつ組織の整備、幼児期から青年期にわたる保護者支援等の体制整備も必要です。

② 不登校等への支援

また、学校生活・社会生活を円滑に営む上で困難を有する児童生徒数の増加が深刻な状況にあります。学校生活、家庭生活及び社会生活における悩みをもつ子どもや保護者に対し、温かみのある相談や助言、支援を行う必要があります。

そのため、津山市教育相談センター鶴山塾※8を中心に、通塾支援による公教育の補完や、ポポロつやま※9との連携、電話・面接・家庭訪問による相談業務、学識経験者等による専門相談の実施、教職員研修会の開催や市民への啓発活動等の施策を積極的に展開しています。

今後は、相談・支援体制をさらに充実させ、不登校の未然防止に努めるとともに、社会への参加を促していくことが必要となります。

※8 津山市教育相談センター鶴山塾・・・昭和59年10月に津山市が青少年健全育成事業の一環として、学校・家庭・社会生活に悩みをもつ子どもや保護者を対象に、温かみのある相談、助言、支援を行うことを目的として設立した施設。

※9 ポポロつやま・・・津山市立東小学校内で、不登校の児童生徒に対しての相談、支援活動を行う適応指導教室。

(6) 開かれた学校づくり

学力向上のためには、学校・家庭・地域が学校の状況に関して認識を共有し、相互に連携・協力して、子どもたちにとってより良い環境を整えるための学校づくりを進めることが大切です。

現在は、学校・家庭・地域が理解を深め、学校の評価の方法や内容の充実を行

うために「学校評議員制度※10」を実施していますが、結果の公表が行えておらず情報公開が課題となっています。

また、保護者や地域住民、NPO等の多くの方が、学校の学習支援や環境整備支援、学校安全支援を行う「学校支援ボランティア」の活動に参加していますが、地域と学校をつなぐ「学校支援地域本部※11」の増設や「地域コーディネーター※12」の充実が課題となっています。

今後は、これらの事業の充実を図りながら教職員の意識改革等、開かれた学校づくりを目指す必要があります。

※10 学校評議員制度・・・地域社会に開かれた学校づくりを推進する一つの手立てとして、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけたもの。評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、地域との連携の進め方等の学校運営に関して意見を述べる。

※11 学校支援地域本部・・・学校支援ボランティアを学校の要請に応じて活用する仕組みで、組織的に地域ぐるみで学校を支援する事業。

※12 地域コーディネーター・・・学校支援ボランティアが実際に活動を行うために、学校の要請に基づいて学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整等の業務を担う人。

(7) 安全・安心の学校づくり

学校施設は、子どもたちが安全・安心な空間で学び生活できる場所であるとともに、地震等の災害時の応急避難場所としての役割を担っています。津山市は、市立の小学校が28校、中学校が8校ですが、文部科学省の耐震診断対象建物の基準の、非木造で2階建以上又は床面積が200㎡超の建物（棟）がある学校は27校で、耐震診断の対象となる昭和56年の新耐震基準施行前に建てられた建物は97棟です。



【耐震化事業で改修した津山市立東小学校】

耐震診断に関しては、平成20年度までに耐震診断を実施しており、その結果、97棟のうち80棟について耐震補強等が必要と診断されています。そのため、耐震性能の低い学校施設の安全性を確保することが喫緊の課題となっています。平成22年度末の小中学校の耐震化率は68.9%であり、平成23年度以降耐震補強等の工事が必要な建物（棟）は、耐震改修工事が完了している22棟を除く58棟あり、着実に耐震化を図っていく必要があります。

また、耐震化のほか、建築後相当年数が経過した学校施設・設備の老朽化対策も重要な課題です。子どもたちの安全を守り、安心で豊かな教育環境の整備が求められています。

3 家 庭

(1) 家庭の教育力等

家庭とは、子どもがその人生で最初に出会う社会です。子どもたちは、家庭という社会の中で、生きるための様々な力を身につけていきます。

平成18年に改正された教育基本法では、新たに「家庭教育」に関する条文が追加され、「父母その他保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と明記されました。

近年、少子化や核家族化、価値観の多様化、地域コミュニティの弱体化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、不登校、非行や犯罪の低年齢化等、学校や地域社会に順応できない子どもたちが増加しており、育児放棄や児童虐待等、親子関係の崩壊も指摘されています。

平成19年の「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究報告書」（国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）によると、「家庭の教育力の低下についてどのように思うか」と聞いたところ、「低下したと思う」「ある程度低下したと思う」との回答を合わせると、家庭の教育力が低下したと思う人が8割以上に及んでいます。

また、家庭の教育力が低下したと回答した人にその理由について聞いたところ、「子どもに対して過保護・過干渉な親が増えている」が74.3%（複数回答可）と最も多く、次いで「子どもに対するしつけや教育の仕方が分からない親が増えている」が74.0%（複数回答可）となっています。

親として必要な育児能力につながる体験が減少している現在では、経験不足に加え、祖父母や近所の人等、子育てについて相談できる人を得られにくくなっている状況が、益々、子育て中の親の孤立感や不安感を募らせ、負担を重くしているといえます。

このような状況の中、津山市では、家庭教育の重要性を周知するとともに、保護者の教育力向上を図るため、「津山市版家庭教育手帳」の配布や「家庭教育親学講座」等を開催しています。また、教育相談センター鶴山塾等の相談体制を整備し、学齢期の児童生徒を持つ保護者の悩み等に対応しています。

今後は、保護者の悩みや不安等が複雑・多様化し、また、増大していることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、幼年期・児童期・思春期等、人生の各段階に応じた、地域全体で子育てを支援する環境の充実が求められています。



(2) 生活習慣

平成 22 年度に実施した全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べるか」という問いに対して、津山市の小学生は 90.1%、中学生が 83.2%の人が、毎朝食べると回答しています。これは、全国平均(小学生 89.0%、中学生 83.5%)や岡山県平均(小学生 89.5%、中学生 82.5%)と比較しても近い数値となっています。

また、午後 10 時以降に寝る人の割合も、津山市の小学生は 55.5%、中学生が 93.0%と、いずれも全国平均に近い数値となっています。

一方、「テレビ等の視聴時間が 3 時間以上」という津山市の小学生は 47.4%、中学生が 43.6%で、全国平均(小学生 43.3%、中学生 36.5%)や岡山県平均(小学生 42.9%、中学生 40.7%)と比較して、非常に高い数値を示しています。

朝食の摂取率や睡眠時間が全国水準であることは、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るため、家庭と連携して津山市が実施している「60・15 キャンペーン※13」等の取組の成果が現れてきたものと考えられます。

しかし、テレビ等の娯楽時間が多く、家庭学習の時間が短いことが懸念されています。このような状況から、津山市の子どもたちは、与えられた課題については取り組むことができる一方で、自ら課題を見つけ、解決しようとする主体的な態度や意欲については課題があると考えられます。

将来、子どもたちが社会人として自立した時に、基本的な生活習慣が身につけていることは非常に重要なことだと考えられます。従って、家庭内での一人遊び等は、豊かな人間関係を形成する能力や言語能力の健全な発達に懸念があるため、再度、家庭での過ごし方を見直す必要があると考えられます。

※13 60・15（ろくまる・いちご）キャンペーン・・・ 基本的な生活習慣の定着を目指し、津山市で独自に取り組んでいる「60 分早寝・15 分早起き・朝ごはんを食べよう」という啓発活動。

4 地域社会

(1) 地域での子どもたちの活動

現在、少子化、核家族化の進行といった社会構造の急激な変化や多様な価値観の混在により、地域コミュニティの弱体化や子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。このような状況を背景に、子どもたちが地域で様々な人と触れ合う機会が減少するとともに、自然体験のほとんどない子どもたちの割合も増えていっていると言われています。加えて、親世代における体験不足や地域での交流不足も指摘されています。

前述の全国学力・学習状況調査によると、津山市の小中学生は、近所の人への挨拶や地域行事への参加率が全国平均・県平均に比べ高く、子どもたちと地域のつながりが保てていると考えられます。

その反面、平成19年11月に実施した「安心・安全に関するアンケート調査」によると、津山市の小学校6年生の62.2%、中学校2年生の69.5%が、顔見知りの大人に注意されたことがなく、小学校6年生の83.5%、中学校2年生の78.2.%が、知らない大人からの注意を受けたことがないと答えています。また、その保護者で、地域で行われている「見守り・声かけ活動」に参加したことがあると答えた人は48.9%となっており、地域の子どもたちに対する大人たちの接し方に課題が見受けられます。

子どもたちが地域の人々との交流の中で様々な社会体験活動等を行うことを通じて、健やかに心豊かにたくましく生きる力を育み、社会規範や基本的生活習慣を身につけることが求められるとともに、子どもたちの社会体験活動の推進を図る指導者の養成が課題となっています。

また、津山市では、地域の人たちの協力の基に「放課後子ども教室※14」や自然体験を中心とした「野外塾※15」等の取組を進めていますが、子どもから大人まで幅広い世代が地域へ関わり、社会づくりへ参画するよう促し、地域ぐるみで子どもたちを育てていくことが求められています。そして、地域の交流の中で、子どもたちがふるさと津山に対する愛着や相手を思いやる気持ちをもち、未来の津山を担う自立した市民となることが望まれています。

※14 放課後子ども教室・・・放課後や週末に、子どもたちが安全・安心に活動できる居場所を設け、地域の大人の協力を得て、体験活動や地域交流を推進するもの。

※15 野外塾・・・津山市こども会連合会が主催する、テント立て、屋外調理等野外活動に必要なことを学習する参加体験型の事業。夏休み中にサマーキャンプを行い、実践活動も行う。

(2) 青少年を取り巻く状況

少子化や核家族化、情報化、地域内の連帯感の希薄化等、著しい社会環境の変化は、青少年の生活にも大きな影響を及ぼしています。津山市では、このような青少年をめぐる社会状況の変化をいち早く認識し、県下の市町村に先駆けて青少年の健全育成に取り組んできました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、生活体験の不足、人や命の尊厳に対する感性の欠如、さらに、犯罪の低年齢化、校内暴力、メディアを使いたいじめ、不登校、中途退学、ニート等、複雑化・多様化しており、深刻な社会問題となっています。

このような状況から、津山市では、平成 20 年度に「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的として、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育むという行動方針を定め、「津山で育って良かった津山っ子育成アピール※16」を市内健全育成関係 3 団体と教育委員会が共同で発表しました。

今後も関係団体との連携を強化し、青少年の社会参加に向けた各種相談や、個々に合った支援体制の整備・充実を図らなければなりません。

※16 津山で育って良かった津山っ子育成アピール・・・平成 20 年 10 月 31 日に教育委員会と市 P T A 連合会、津山っ子を守り育てる市民の会、津山市青少年育成指導委員連絡会が共同で発信した、家庭や地域との協力による具体的な行動連携を広く市民に呼びかけたアピール文。

(3) 生涯学習

平成 18 年に教育基本法が改正され、生涯学習社会の実現が、社会全体で取り組むべき共通の目標として掲げられました。日常生活においても、絶えず新たに生み出される知識や技能を生涯にわたって学んでいく必要があります。また、活力のある地域づくりを実現するためにも、市民が地域の抱えている様々な問題に関心を持ち、その解決に向けた学習活動を行っていくことが求められています。

平成 21 年度に津山市が実施した「生涯学習に関するアンケート」の調査結果によると、市民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図る欲求が高まっていることがうかがえます。

誰もが生涯にわたって学習し、自己の人生を充実させるとともに、その学習成果がそれぞれの地域で活かされ、知の循環型社会※17 へとつながるよう、計画的に取り組んでいくことが重要です。

こうした市民ニーズや社会的要求を踏まえ、津山市は平成 22 年 3 月に「第 3 次津山市生涯学習推進計画」を策定しました。「学ぶ 活かす 創る 生涯学習が拓くキラめくまち津山」を基本理念に掲げ、「豊かな人間性を育む生涯学習社会」「ふるさと津山を愛する教育文化都市」「未来を拓く共創・協働社会」の実現を目指しています。



① 公民館

現在、公民館等で行われている講座・教室等では、個人の趣味等を満たす「要

求学習」と言えるものが多くありますが、人づくり・まちづくりの視点から現代的課題を学ぶための「必要学習」の充実が求められています。

今後は、市民自らの学びをさらに積極的に進めるため、生涯学習情報・機会の提供のほか、講座の企画・運営等の支援体制をつくり、市民による自主講座を支えていくことが必要です。

公民館は市民にとって最も身近な学習施設であり、地域の拠点となる施設です。現在、公民館空白区域である市街地東部の公民館建設の準備を進めています。また、22 館ある公民館については、老朽化への対応が課題となっています。高齢者、障害者をはじめとした利用者の利便性に配慮するとともに、時代に即応した施設の在り方について検討することが課題となっています。

② 市立図書館

市立図書館には、市民の読書を支援するだけでなく、日常生活を送るうえでの問題解決に役立つ資料や情報を提供する等、地域や住民へのニーズに対応した支援が求められています。

さらに、家庭教育の支援、学校図書館との連携等を通じ、新しい知識・情報・技術を提供できる図書館機能の充実が重要となっています。

③ その他の生涯学習施設

陶芸施設等の生涯学習施設については、利活用の促進やサービスの向上、効率的な運用を図るため、指定管理者制度や民間活用の導入について検討が求められています。また、将来を見据えた事業企画や地域との協働を進めていくためには、施設に従事する職員の能力を高めることが求められます。

④ 組織体制の機能強化

津山市では、全庁的に生涯学習を推進するために市長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置しています。この体制の下に、生涯学習環境の整備を進め、さらに生涯学習施策を総合的・効果的に推進していく必要があります。

また、市民の自主的な生涯学習活動を支援し、人材の育成と学習成果の活用を図るため、平成 23 年度に「津山市生涯学習人材バンク」を設置しました。

今後は、個人が生涯学習で培った成果を、地域や子どもたちのために活かせる仕組みをつくり、地域の教育力を向上させていくことが求められています。

※17 知の循環型社会・・・各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会。

(4) スポーツ活動

「笑顔あふれる ふるさと津山」の実現のためには、市民のだれもが生涯にわた

りスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりをすることが重要です。体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の提供と環境を整備することが大切になってきます。

生涯スポーツを振興することは、体を動かすことによる爽快感や達成感とともに、仲間づくりのほか、健康スポーツの目的である健康増進にもつながります。一方では、競技力の向上も求められており、若年層から地域でスポーツ活動に取り組んでいく環境を整備していくことが大切です。今後は、「参加するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」を総合的に推進していく必要があります。

津山市のスポーツ施設の利用にあたっては、限られた施設を最大限に活用できるように、また、利便性を高めるために予約システムを導入しています。

今後も引き続き、市民にとって利用しやすい施設のあり方について、研究していくことが大切です。

① 生涯スポーツの振興

津山市は、スポーツによって市民に夢や感動を与え、地域が元気になるよう、昭和47年9月に「スポーツ振興都市」を宣言しました。

社会情勢の変化に伴って、市民が求めるスポーツの目的や内容も多様化してきていることを踏まえ、生涯スポーツの振興には、多くの市民がスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会の実現」を目指し、総合型地域スポーツクラブ※18の設立やその支援を行う必要があります。

一方、すべての幼児や児童生徒の運動欲求を満たし、スポーツの楽しさを体験しながら、生涯スポーツの基礎を培うことが必要です。さらに、指導者の育成及び資質の向上、各種スポーツ団体との連携等が求められています。

【スポーツ振興都市宣言】

わたくしたち津山市民は、スポーツを愛し、スポーツを通じて友愛と協力、美しい心をつちかいたいと思います。市民一人ひとりが、真にスポーツを理解し、愛好し、健康で明るい豊かな都市を建設するため、次の目標をかかげて、ここに「スポーツ振興都市」であることを宣言します。

- 1 スポーツ組織の強化およびスポーツ団体、グループの育成をはかる。
- 2 スポーツ人口の拡大および指導者の養成につとめる。
- 3 スポーツ施設および設備の整備充実を期する。

② スポーツ環境の整備

津山市では、平成19年度、「津山市スポーツ振興基本計画」を策定するにあたり、市民のスポーツに関する現状及びニーズを把握するために市民アンケートを実施しました。その結果、津山市のスポーツに対するイメージについて、「自然に囲まれてスポーツができる」と感じている人が84.0%に対して、「身近に使用

できるスポーツ施設がない」と答えた人は 54.0%という結果でした。

スポーツ活動の拠点としての公共スポーツ施設は、スポーツの振興を推進していくために重要な役割を担っています。市内には多様なスポーツ施設があり、年間で約 64 万人が利用しています。さらに、平成 23 年度からは弓道場、健康増進施設グラスハウスの供用も開始しました。

しかし、施設の中には老朽化しているものもあります。効率的な管理運営に努めることはもとより、利用者ニーズの把握に努め、「スポーツ振興都市宣言」にふさわしい、施設整備を計画的に実施する必要があります。

③ 競技力の向上

スポーツの普及や競技力の向上には、指導者の存在が不可欠です。しかし、残念ながら現状では多様化するニーズに対して、十分な技術をもった指導者が確保されているとは言えません。特に、後継者の育成が課題となっています。

今後は、津山市体育協会、津山市スポーツ少年団等と連携し、競技団体の組織の強化と人材の育成・活用を図り、競技力の向上に取り組む必要があります。



※18 総合型地域スポーツクラブ・・・人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで(多世代)、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

(5) 芸術文化の振興、文化財の保存と活用

文化は、私たちに楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会・地域経済に活力を与える力を持っています。

津山市では、こうした文化が果たす意義や役割を踏まえ、「人づくりと文化の振興」をまちづくりの大綱に掲げ、「芸術文化の振興」、「文化遺産の保存・継承」を施策の柱として、創作活動の支援や発表、鑑賞機会の提供、博物館等の整備充実、歴史遺産・文化財の保存と活用等、様々な文化施策に取り組んでいます。

また、平成 22 年には文化施策を計画的に推進するため、「市民が文化を育むまち」、「地域文化が継承されるまち」、「文化と観光が溶け合うまち」等、文化行政の基本方針を定めた「津山市文化振興ビジョン」を策定しました。

その中で、津山市の文化行政の課題として「市民の視点から文化をどのように育て、つないでいくのか」、「民間と公的機関との垣根をとる必要があるのではないか」、「それぞれの地域で継承しているもの、失われつつあるものを整理して、今の子どもたちに伝えていく必要があるのではないか」等が指摘されています。

豊かな自然や歴史・文化等の地域資源、津山郷土博物館、津山洋学資料館等の文

化施設の効果的活用を図るとともに、津山高専、美作大学等の高等教育機関等とも連携・協力しながら、ふるさと津山に対する関心と愛着が持てるような施策が求められています。

市民の多彩な文化活動を促進し、幅広い世代にわたり、市民の参加と交流を図るとともに、地域が育んできた豊かな伝統文化や文化遺産を次世代に継承していくことが求められています。

① 市民文化の創造と継承

津山市では、芸術文化や伝統文化等、様々な分野において、文化事業を実施しています。また、市民や市民団体による自主的で多彩な文化活動が、市内各所で活発に行われています。

平成22年秋に「第25回国民文化祭・おかやま2010」、平成23年秋には「第8回津山市国際音楽祭」が開催され、各種文化団体がこれまで取り組んできた活動の成果を発表しました。

今後は、これまで市民が培ってきた文化活動を継承していく担い手を育成するとともに、より質の高い文化を創造することが求められています。

② 文化環境の整備

津山市では、津山文化センター等、5つの市立文化ホールに指定管理者制度を導入し、市民ニーズに対応したサービスの提供や効率的・効果的な施設運営に努めています。

また、津山郷土博物館、津山洋学資料館、津山弥生の里文化財センター、歴史民俗資料館では、歴史・民俗資料を中心に収集・保存・研究し、その成果を展示して広く市民へ公開しています。

これらの文化施設は、市民の文化活動や生涯学習活動の拠点でもあり、講演会や特別展の開催等、各種事業の充実による利用促進に努めるとともに、快適で利用しやすい環境の整備が必要となっています。

特に、津山郷土博物館では、大量に増え続ける各種資料を適切に保存管理するための収蔵スペースの確保が課題となっています。

③ 文化財の保存と活用

津山市には数多くの有形・無形の文化財があります。これらの文化財を後世に引き継ぐことは、我々市民に課せられた責務でもあります。文化財の保存・管理にあたっては、国・県等の補助事業を有効に活用しながら計画的に実施する必要があります。

また、文化財は積極的に利活用されなければ意味がありません。あらゆる機会を通じて、市民が気軽に文化財に触れ、学び、親しむことができる施策を講じることが求められています。

④ 郷土史学習の推進

子どもから大人まで郷土の歴史を正しく理解することは重要なことです。このため、津山市では、津山郷土博物館、津山洋学資料館、津山弥生の里文化財センターにおいて各種講座や講演会を開催し、その啓発に努めています。また、学校との連携により、郷土の先人に学ぶ教育等も実施しています。今後は、継続して郷土史学習を実施するとともに、より充実させる必要があります。

「津山市史」は、刊行時から半世紀近くが経過し、その後の調査・研究に伴う新たな史実の判明や補正も数多く指摘されています。さらに、合併に伴う歴史も合わせた「新津山市史」の編纂が課題となっています。

(6) 人権教育

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきています。

しかし、現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、様々な偏見や差別、人権侵害等、解決すべき多くの諸課題があります。特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者、ハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要な課題となっています。また、近年、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害や、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も新たに生じています。

このように、様々な人権問題が生じている背景として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されています。

このことから、学校教育では、人権についての知的理解を深めるとともに、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実することが求められています。また、家庭・地域社会においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、すべての教育の出発点である家庭教育の充実をはじめ、様々な機会を捉えて、人権に関する学習の一層の充実を図る必要があります。

今後は、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、連携・協力し合い、一体となって子どもを育てるという視点に立ち、人権教育を推進していくことが大切です。また、幼児の心身の発達に伴い、思いやりの心、生命の大切さを気づかせ、幼い頃より人権尊重の精神の芽生えが育まれるよう努める必要があります。

